(公財)水道技術研究センター会員 各位

第510号 平成28年4月15日



(公財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-8-1 虎ノ門電気ビル2 F

TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215

E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp
URL http://www.jwrc-net.or.jp

カナダの水道における 煮沸勧告の発出と解除に関するガイダンス ーカナダ保健省(2015 年 1 月)ー (その 1)

(はじめに)

カナダ保健省(Health Canada)は、2015 年 1 月、「カナダの水道における煮沸勧告の発出と解除に関するガイダンス(Guidance for Issuing and Rescinding Boil Water Advisories in Canadian Drinking Water Supplies)」を発行しました。

このガイダンスは、「健康及び環境に関する連邦・州・準州委員会」の「飲料水に関する連邦・州・ 準州委員会(Federal-Provincial-Territorial Committee on Drinking Water)」によって作成されたも のあり、水質事故時等における対応として、水道水の煮沸勧告を中心に留意すべき事項などが提示さ れています。

このような情報は、日本にとっても非常に参考になるものと考えられることから、以下に当該ガイダンスを紹介することとします。

なお、翻訳に誤りなどがありましたらご容赦いただくとともに、出典(原文)を参照いただくよう お願いします。

(典出)

http://www.healthycanadians.gc.ca/publications/healthy-living-vie-saine/water-advisories-aviseau/index-eng.php

カナダの水道における煮沸勧告の発出と解除に関するガイダンス

(Guidance for Issuing and Rescinding Boil Water Advisories in Canadian Drinking Water Supplies)

(ガイダンスの目次構成)

ガイダンス書類の背景

- A編 カナダの水道における煮沸勧告の発出と解除に関するガイダンス
- A.1 緊急事態対応
- A.2 煮沸勧告発出の条件
- A.2.1 緊急の煮沸勧告
- A.2.2 予防の煮沸勧告
- A.3 その他の飲料水水質に関する勧告
- A.4 重要な考慮事項
- A.5 煮沸勧告の通告内容
- A.6 煮沸勧告の間に影響を受ける人々のための具体的なガイダンス
- A.7 煮沸勧告解除の条件
- B編 カナダにおける煮沸勧告の動向
- B.1 煮沸勧告発出の理由
- B.2 煮沸勧告と小規模市町村水道
- C編 意思決定体系図、参考文献及び追加の情報源
- C.1 意思決定体系図
- C.1.1 市町村規模システムの定期微生物学的試験の意思決定体系図
- C.1.2 専用水道規模システムの定期微生物学的試験の意思決定体系図
- C.2 参考文献
- C.3 追加の情報源

ガイダンス書類の背景

飲料水に関する連邦・州・準州委員会の主たる役割は、カナダの飲料水水質に関するガイドラインの策定である。この役割は長年にわたって展開されており、また、カナダの飲料水水質ガイドラン自体では求めていない飲料水水質に関連した課題に関する助言及びガイダンスを提供するため、新たな方法や手法に基づいて、委員会は、新たなタイプの書類、ガイダンス書類を作成している。

飲料水に関する連邦・州・準州委員会がガイダンス書類を作成しようとする場合には、2 つの事例がある。一つ目は、(煮沸勧告のような)飲料水に関連した特定の課題に関する維持管理のガイダンスを提供することであり、その場合、書類は限られた科学的情報又は健康リスク評価を提供することだけになろう。

二つ目の事例は、ガイドラインが必要とは思われない場合にリスク評価情報が利用できるようにすることであろう。飲料水に関する連邦・州・準州委員会は、特に以下のクライテリアの全てに当てはまる汚染物質に関するカナダの飲料水水質ガイドランを策定することとしている。

- 1. 汚染物質への接触が健康に悪影響を及ぼすことがある。
- 2. 汚染物質が頻繁に検出されるか、カナダ各地の多数の水道で検出されることが予想される。そして、

3. 汚染物質が、健康に重大な影響を及ぼすおそれのあるレベルで検出され、または検出されることが 予想される。

対象汚染物質がこれらのクライテリアを満たさない場合、飲料水に関する連邦・州・準州委員会は、 数値によるガイドラインを設定しない、または、ガイドライン技術書類を作成することを選択できる。 そのような場合、ガイダンス書類が作成されるであろう。

ガイダンス書類は、カナダ保健省のウェブサイトを通じた国民からの意見聴取を含め、ガイドライン技術書類と同様のプロセスで進められる。これらは、飲料水の所管当局のための情報として、ある場合には漏洩又はその他の緊急事態におけるガイダンスを提供することを手助けするために提供される。

A編. カナダの水道における煮沸勧告の発出と解除に関するガイダンス

所管当局によって発出される煮沸勧告は、公衆の健康リスク管理の重要なツールである。煮沸勧告は、水の中に存在することが疑われる又は確認されている病原性微生物を除去するため、消費に先立って飲料水を煮沸すべきであることを公衆に勧告する公衆への通告である。煮沸勧告は、国全体の飲料水の監督及び公衆の健康保護の一部として用いられる。管轄地域によって、用語は様々である。「煮沸命令(boil water order)」や「煮沸通告(boil water notice)」は、「煮沸勧告(boil water advisory)」の代わりとして、または「煮沸勧告(boil water advisory)」とともに用いられることがある。この書類では、「煮沸勧告(boil water advisory)」という用語を用いることとする。

煮沸勧告は飲料水に関する勧告として最も一般的に用いられ、水系感染症の集団発生に対する予防策又は対応策として発出される。煮沸勧告に関する意思決定は、地域特有の知見及び状況に基づくリスク評価及び管理手法を用いて、州/準州又は地方レベルの所管当局によって行われる。煮沸勧告の発出及び解除を含め、飲料水に関する勧告の実施に関連した特定のガイダンスは、影響を受ける管轄地域における適切な飲料水又は公衆保健当局から得られるべきである。

この書類は、煮沸勧告が発出又は解除される前に考慮されるべき要因を要約するとともに、煮沸勧告を発出する理由に関連した現状の概観及び影響を受ける水道システムの特徴を示すものである。この書類は、水をどのように適切に煮沸又は消毒するかを含め、煮沸勧告によって影響がある人々のための特定のガイダンスを提供するものである。それは、また、市町村規模又は専用水道規模の水道システムの定期的な微生物学的試験による煮沸勧告の発出に関する意思決定を支援するものとして、意思決定体系図を通じて、所管当局のためのガイダンスを提供するものである。

A.1 緊急事態対応

煮沸勧告といった緊急事態に対する迅速で効果的な対応は、安全な飲料水の供給のための水源から蛇口までの取組みにおける欠かせない要素である(CCME, 2004)。それ故、飲料水水質又は公衆の健康に影響がある又はおそれのある飲料水に関連した事態に対して迅速な対応ができるように、緊急事態が発生する前に緊急事態対応チーム(incident response team)を設立すべきである。緊急事態対応チームのメンバーは、地域の専門家とともに、水源保護、浄水施設の運転及び配水、水質モニタリング、飲料水の規制及び公衆保健サーベイランスを担当している専門家を含むべきである。緊急事態対応チームは、流域、浄水場又は配水システムにおいて必要とされる是正措置が遅滞なく開始されるよう、迅速な意思決定及び情報交換のための効果的なメカニズムを提供する。規模や人材には限界があることから、全ての水道システムに緊急事態対応チームを配置することは現実的ではないであろう。緊急事態対応チームを設置することが現実的でないところでは、所管当局は地域又はその他の適切な規模でそのようなチームを設置してもよい。

事態の性質及び深刻さに応じて、所管当局又は緊急事態対応チームの指定されたメンバーは発出することができる。そのような決定を行うに際しては、リスクを評価するための適切なクライテリアを設定しておくべきであり、また、現場特有の配慮事項及び情報を考慮に入れて、煮沸勧告を発出すべきかどうかを決定すべきである。同様に、是正措置に関する手順及び勧告を解除するために必要なクライテリアを前もって設定すべきである。

効果的なコミュニケーションは、緊急事態対応の不可欠な要素である。緊急事態対応チームは、時 宜を得たコミュニケーションを確保するため、連絡先リストを作成し、定期的に更新すべきである。 弱者や免疫障害者と一緒に働いている者や接している者を含め、特定の対象グループとともに一般公 衆に対して、詳細な指示を行うことが重要である。対象グループとしては、医師、歯科医師、保健施 設の技師、栄養士、介護士、食品加工業者、小売食品店舗、日帰り介護施設、学校、ホテル、レスト ラン、スパ及び水泳プールなどがある。煮沸勧告を発出及び解除する場合、メッセージが影響を受け る全ての消費者に届くことが重要である。それ故、様々なコミュニケーションメカニズムが用いられ るべきであり、また、それらには、地域の規模及び特性並びに事態の緊急性に応じて、ソーシャルメ ディアサイト、ラジオ、新聞、テレビ及び個別訪問などがある。遅延を避けるため、前もってテンプ レート(雛型)のメッセージを準備しておくべきである。メッセージは、勧告の理由、勧告が出てい る間に消費者に求める的確で詳細な行動、そして、追加の又は更新された情報源を確認できるよう、 明瞭で容易に理解できるものとすべきである。大規模事業体が地区限定の煮沸勧告を出す場合にあっ ては、影響を受ける地区の住民が確認でき、影響を受ける区域の正確な位置が明確に伝わることが重 要である。メッセージは書式が設定され、特定の対象者(すなわち、地区の主要言語、視覚障害者) が解釈できるようにすべきである。推奨される勧告の通告内容に関する更なる情報は、「A.4 重要な考 慮事項」に示している。公衆からの問い合わせの増加を見込むべきであり、コミュニケーションを管 理する方策を設定すべきである。

緊急事態対応チームはこれらの手順を継続的に見直し、また、必要に応じて、関係者に協議/周知すべきである。緊急事態対応チームのメンバーは、煮沸勧告が出されている間に彼らの特定の任務及び責務を遂行できるよう、不断の訓練ができるようにすべきである。「よくある質問(FAQ)」といった情報源、飲料水の代替水源又は勧告の間の水使用についての忠告といった付随する事柄は、前もって作成しておくことができる。要員の任務、責務、能力及び予定も、前もって計画すべきである。

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (公財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL: jwrchot@jwrc-net.or. jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー(第58号以降)は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h27.html

国・地域別の水道情報 http://www.jwrc-net.or.jp/aswin/projects-activities/country area.html

耐震化関連の情報 http://suido-taishin.jp/hotnews.html

水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。 なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。